平成２４年（フ）第５４４１号
大阪府枚方市伊加賀西町32番53号
債務者　橋本　　進
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３９号
大阪府茨木市下穂積３丁目14番24号
債務者　伊川　真人
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５４号
大阪府枚方市堂山１丁目40番３号
債務者　畑中久美子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６７号
大阪府寝屋川市八坂町26番35号
債務者　鶴岡　保志
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７４号
大阪市住之江区御崎１丁目５番17―805号
債務者　森田清一郎
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８０号
大阪市天王寺区寺田町２丁目６番７―1103号、前住所島根県松江市八雲台１丁目15番13号
債務者　齋藤美由紀（旧姓本田・野添）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５号
兵庫県芦屋市平田町２番７―408号
債務者　岩本直江こと　李　　直江
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８３号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目233番地　アパートメントなるせ101号
債務者　松田アツミ
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第６３０号
千葉県我孫子市緑１丁目９番11号―２号　みどり荘
債務者　鹿野　和明
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３６号
千葉県野田市中里７番地の１　レオパレスルシエル105
債務者　鐘ケ江　潤
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６４１号
千葉県野田市花井１丁目２番地の11　ルピナス花井Ｂ
債務者　角田　大介
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６４２号
千葉県野田市花井１丁目２番地の11　ルピナス花井Ｂ
債務者　角田　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５０号
千葉県松戸市根木内556番地の２
債務者　三浦　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５５号
千葉県柏市東中新宿４丁目６番19号　エスティーヌＡ―103号
債務者　小堀　純司
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６６３号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目３番38号　パレスＭ―Ⅱ―204号
債務者　松下比佐子（旧姓柳原）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７２号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目12番９号
債務者　岡野　　正
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７４号
千葉県松戸市根木内333番地の４
債務者　関　　洋
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部